

◎預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

(令和三年五月一九日法律第三九号)

一、提案理由 (令和三年三月一〇日・衆議院内閣委員会)

○平井国務大臣

…………… (略) ……………

次に、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタル社会形成基本法に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、預貯金者の意思に基づく預貯金口座への個人番号の付番を推進する仕組みや、災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じ、預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設すること等により、行政運営の効率化及び行政分野における公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、預貯金者は、預貯金口座への個人番号の付番を希望する旨を申し出ることができるとともに、金融機関は、預貯金契約その他重要な取引を行う場合に、預貯金者に対し、付番の意思について確認しなければならないこととしております。

第二に、預貯金者本人の意思に基づき、預金保険機構を介して、一度の申出により、複数の金融機関の預貯金口座への個人番号の付番を可能とすることとしております。

第三に、災害又は相続の際に、預貯金者又はその相続人が、既に付番された預貯金口座の所在情報を金融機関窓口で確認するサービスを可能とすることとしております。

第四に、国は、預金保険機構及び金融機関と協力して、預貯金口座への個人番号の付番について必要な広報等を行うものとするほか、預金保険機構の業務の特例として、この法律に基づき預金保険機構が行う業務について預金保険法を適用することとする等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和三年四月六日)

○木原誠二君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

最後に、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案は、預貯金者が、預貯金口座への個人番号の付番を希望する旨を申し出ることを可能とするとともに、災害又は相続の際に、預貯金者又はその相続人が、既に付番された預貯金口座の所在情報を金融機関窓口で確認するサービスを可能とする等の措置を講

ずるものであります。

各法律案は、去る三月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌十日平井国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十二日から質疑に入りました。十八日に参考人から意見を聴取するとともに、二十四日に総務委員会との連合審査会を開会し、さらに、三十一日には菅内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、四月二日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、デジタル社会形成基本法案に対し、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属及び公明党の共同提案による修正案、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案による修正案並びに立憲民主党・無所属の提案による修正案が、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案に対し、立憲民主党・無所属の提案による修正案が、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対し、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブの共同提案による修正案が、それぞれ提出され、各修正案の趣旨の説明を聴取いたしました。

……………（略）……………

最後に、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案につきましては、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブの共同提案による修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、五法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和三年四月二日）

（デジタル社会形成基本法（令三法三五）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（令和三年五月一二日）

○森屋宏君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

最後に、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に求めに応じて口座情報を提供する制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、五法律案を一括して議題とし、総務委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、これまでのIT政策の総括、デジタル庁設置の意義と今後の展開、デジタル人材の育成・確保策、デジタルデバйдへの対応策、個人情報

報保護とデータ活用のバランス、個人情報保護条例の取扱い、個人情報保護委員会の体制及び権限、マイナンバーの活用の在り方と給付金支給の迅速化、押印、書面の見直しの意義と課題等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の小沼委員よりデジタル庁設置法案及び預貯金口座登録法案に賛成、他の三法律案に反対の旨、日本共産党の田村委員より五法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、五法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和三年五月一日）

（デジタル社会形成基本法（令三法三五）の附帯決議と一括して掲載）